

制度概要

| 下請振興関連保証制度要綱（略称 下請振興） | | |
|-----------------------|--|---|
| 目 的 | 下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)(以下「法」という。)第6条第1項の規定により主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業(法第5条第1項に規定する振興事業をいう。)を実施する中小企業者への融資に対する保証を行うことにより、中小企業者が振興事業を行うために必要な資金の融通について、円滑化・多様化を図ることを目的とする。 | |
| 保証の対象 (資格要件) | 主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者 | |
| 対象資金 | 中小企業者が主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を行うのに必要な資金 | |
| 保証条件 | 保証限度額 | 4億8,000万円(組合等は6億8,000万円以内) 普通保証□ 2億円以内(組合等4億円以内) 無担保保証 8,000万円以内 無担保無保証人保証 2,000万円以内 流動資産担保保証 2億円以内 |
| | 保証期間 | 運転資金 原則5年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 原則7年以内 (うち据置 1年以内) |
| | 返済方法 | 原則として、均等分割返済 |
| | 貸付形式 | 証書貸付 |
| | 担 保 | 原則として、保証金額8,000万円を超える場合は必要 ただし、流動資産担保保証は、金額に拘らず、流動資産のみを担保とする。 |
| | 保 証 人 | 必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 <u>なお、流動資産担保保証を利用する場合は不要。</u> |
| | 貸付利率 | 金融機関所定利率 |
| 保証料率 | 基準料率 | 普通保証・無担保保証 年0.45%~1.90% 特別小口保証 年0.80% 流動資産担保保証 年0.56% |
| | 適用料率 | ①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、流動資産担保保証を利用する場合を除く。 |
| 責 任 共 有 | ①普通保証、無担保保証は責任共有制度の対象 ……金融機関の選択した責任共有制度の方式による。 ②特別小口保証は責任共有制度の対象外(100%保証) ③流動資産担保保証は保証割合80%の部分保証 | |
| 申 込 時 添 付 書 類 | ①主務大臣の承認を受けた振興事業計画の写し ②その他保証協会が必要とする書類 | |
| 留 意 事 項 | ①承認を受けた中小企業者のみが対象となる。 ②下請振興関連特例を利用する。 | |
| 実 施 日 | 平成15年11月1日 創設 令和 6年 3月15日 最終改正 | |